

平成24年度 第1回瑞穂市上下水道事業審議会 会議録

日時 平成24年11月16日(金) 午前9時30分~午前11時30分
場所 瑞穂市役所東南庁舎2階大会議室
出席者 会長 大瀨 賢一郎 副会長 野田 寧宏
北川 利子 迫田 義一
所 洋士 青木 富士夫
高田 里美 松井 欽弥
高井 政敏 高木 等
欠席者 棚橋 和子 広瀬 真人
事務局 環境水道部長 弘岡 敏 上水道課長 伊藤 弘美
下水道課長 梶浦 要 上水道課課長補佐 小森 順子
下水道課課長補佐 工藤 浩昭
司会進行 環境水道部長 弘岡 敏
傍聴人 なし

1 委嘱書交付

2 委員の自己紹介

3 会長及び副会長の選任

4 諮問

【諮問写 委員に配布】

5 市長あいさつ

(堀市長) 皆様おはようございます。きわめて暑い夏が過ぎ、秋も深まり冬が近づいております。今日の伊吹山は、真っ白に雪景色となっております。本日、ここに瑞穂市上下水道事業審議会の開催をお願い申し上げたところ、委員の皆様には公私共にご多用にもかかわらずご出席賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、去る9、10月に開催された清流国体・清流大会ですが、瑞穂市においては、ポーリング大会を開催いたしました。市民の皆様のご協力を得まして、盛大に挙行することができました。関係各位、市民の皆様にも厚くお礼申し上げます。

瑞穂市は、今年、合併して10年目に入っております。5月より、NHKテレビのど自慢をはじめとしまして、非核平和コンサートの開催や広島へ平和の使者ピースメッセンジャーとして中学生を送り交流事業に取り組んでおります。今月は、みずほふれあいフェスタ2012の開催、18日には桑田真澄氏を迎えて文化講演会を予定しています。10周年行事の実行委員会にもお願いしております。いろいろ計画していただき、来年5月に向けてお願いしております。

その中での上下水道事業審議会です。水道料金については、平成15年度の合併時において市内統一料金といたしまして、現行料金を継続しております。瑞穂市の水道事業は、資金不足にも陥らず健全な運営を維持しているものと考えております。今後も健全な経営状態を維持しつつ、昨今課題となっております、耐震化への対応などにも配慮する必要性があるのではないかとこのことを踏まえまして、現行の料金体系を維持できればと考えておりますが、市の視点以外から検証をしていただきたく、今回諮問いたしました。また、下水道使用料については、平成19年度に他の市町と比較して高いのではないかとこのことで、市長選のマニフェストに掲げさせていただいたものです。審議会にお願いしまして、180円から150円に改定するという答申をいただき、平成20年3月の議会において答申のとおり議決していただき、現在に至っております。その答申の付帯事項の8番目に「平成23年度以降の早い時期に下水道等使用料の審議を行うこと」となっており、今回諮問させていただくものです。また、本年4月1日に施行いたしました瑞穂市まちづくり基本条例にありますように、市民の行政への参画に配慮し、さらに合併10年を迎えるのを契機と捉えまして、ご意見や十分なお審議をいただきましてご答申を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

6 審議会条例等の説明

(事務局相浦) 【第1回瑞穂市上下水道事業審議会資料の説明】

P8の瑞穂市審議会等の会議録の作成及び公開に関する要綱第2条において、会議終了後速やかに会議録を作成することとなっております。様式が資料P9です。これによって会議録を公開することになります。これにつきましては、私どもは、今回の会議録を、相違があるといけませんので次回の会議に確認していただいて、公開したいと思っております。毎回同じようにしたいと思いません。報酬については、少ない額で申し訳ありませんが、1回6,000円となっております。今年度の最後の審議会終了後にお支払いいたします。

(大瀨会長) 議事に入る前に本日の会議の成立について報告いたします。会議の出席者は、委員12名中10名です。瑞穂市上下水道事業審議会条例第6条第2項の規定により、出席者が過半数に達しており、この審議会が成立したことを宣言いたします。また、議事録については、説明のとおり原則公開になります。また、会議の公開についての説明がありましたので、傍聴の方がいらっしゃるかどうかご確認ください。

(事務局確認 傍聴人なし)

7 議題

(大瀨会長) 事務局より諮問の内容について説明をお願いします。まず、瑞穂市水道料金のあり方についてをお願いします。

(事務局伊藤) 平成14年12月10日に穂積町と巣南町の合併に関する協議が整い、平成15年5月1日に両町が合併し、瑞穂市が誕生いたしました。水道料金についても、合併に関する協議において審議され、市内同一料金とし、基本料金として、基本水量10m³1ヶ月につき800円とし、これは消費税を含んでおりませんが、基本水量を超えた水量については、段階的に増加し、さらに、給水管の口径別にメーター使用料をいただくことが決定されました。以来、今日まで、この料金を継続しておりますが、先ほどの諮問書、また、市長の挨拶とも重複いたしますが、瑞穂市水道事業は、資金運用も円滑に推移し、健全な経営を維持しております。包括外部監査においても指摘を受けておりません。今後も健全な経営状態を維持しつつ、課題となっております耐震化への対応などにも配慮しつつ、現行の料金体系を維持していきたいと考えております。委員の皆様にご検証いただきたいと考えております。また、本年4月1日に施行されました瑞穂市まちづくり基本条例にあります、市民の行政への参画やご意見を伺う必要性にも配慮いたしまして、さらには、合併10周年を迎えることを契機と捉え、今回、上下水道事業審議会の中で、水道料金のあり方についてご意見をいただきたいと考えております。合併以来この料金を維持しておりますので、審議会にお諮りするの今回が初めてです。慎重審議のほどよろしく願います。

(大瀨会長) 続きまして、瑞穂市下水道使用料のあり方について願います。

(事務局相浦) 【下水道使用料に関する資料により説明】

平成20年1月22日付けの上下水道事業運営審議会の答申書を読み上げ、内容を説明する。この答申の付帯事項の8番目に書いてあります「平成23年度以降の早い時期に下水道等使用料の審議を行うこと」に基づき諮問しました。また、下水道使用料の基本的な考え方として中期的な範囲の適切な時期に見直すともなっています。

(大瀨会長) ありがとうございます。今、諮問の要旨説明いただきました。事務局にお尋ねいたしますが、これからどのように進めてまいりましょうか。

(事務局弘岡) 諮問の要旨について、2課より説明いたしました。水道料金と下水道使用料は、別のものですので、第1部として「水道料金のあり方」を審議いただき、第2部として「下水道使用料のあり方」を審議していただきたいと考えております。

(大瀨会長) 事務局の提案で、まず水道料金について審議し、次に下水道使用料について審議するという提案がありましたがいかがでしょうか。

(青木委員) 全体のスケジュールが分からないんですが、任期が2年間ですが、2年後に答

申するというのでしょうか。

(事務局弘岡) 任期は2年ですが、審議の進み具合にもよりますが、私どもが考えておりますスケジュールは年度内です。来年の3月末までに答申がいただければありがたいと考えております。

(青木委員) 4ヶ月で答申するということですか。

(事務局弘岡) その審議の内容によって、どのようなご意見が出てくるかわかりませんが、検証ということもありますので、年度内でお願いしたい。

(青木委員) そうしますと、来年の3月までに答申案を作る訳ですね。

(事務局相浦) 水道料金、下水道使用料について、それぞれ諮問ということですので、性質的には水道は企業会計ですし、下水道は特別会計です。また、中身も違ってまいりますので、今回は水道からでお願いしたいと思います。審議の内容によっては、審議が何回にもなるということ、求められた資料の作成期間がどのくらいかかるか、皆様のご都合にもより前回の審議会も進んでおりました。まず、水道料金の答申をいただいて、その後、下水道使用料の審議会をいただくことをお願いします。前の審議会では、下水道使用料については5回開催しています。基本的には、年度内で目標を3月とさせていただければと考えています。

(青木委員) 2つのことに対して3月末までに答申を出してほしいということですか。

(事務局相浦) 目標として3月までにいただければと考えています。もしも、長引けば、来年度の持ち越しとも思います。

(松井委員) 水道の決算の資料がありますが、下水道3地区の平成23年度の決算状況の資料がありません。

(事務局相浦) 本日お示しようかと思いましたが、まず、水道料金からご審議していただくつもりでしたので、本日は、水道会計の資料だけとなっております。下水道特別会計等については、今後早い時期にお示しいたします。

(青木委員) 全く分からない状態なのですが、いつまでに、水道料金を審議して、いつから下水道使用料の審議をやるのか。どのくらいで、どのようになるのか考えておられますか。

(事務局伊藤) まず、基礎的な考え方と平成23年度の水道会計決算書を資料として説明させていただきます。次回につきましては、先ほどご説明させていただきましたよ

うに、5年後まで現行料金を維持したいと考えていますが、現行の料金体系においても、現在のような経営を維持できるような形を取りたいということで資料をご提示し、ご協議いただけないかと考えております。その内容にもよりますが、その後、答申書についてのご協議をいただきたいと思っています。水道料金として3～4回程度で答申がいただければ幸いと考えています。

(事務局相浦) 下水道使用料は、平成19年度の審議会の資料がありますので、資料を見ていただきご説明申し上げます。その後、水道と同じように、今後5年間位の経営計画の資料提示させていただきます。平成19年度の審議会は、初めてでしたので、かなり長引きました。それから、使用料を下げるという諮問であったこともあると思います。今回は、下水道も水道と同じように、大体3～4回程度でと考えております。

(大瀨会長) それぞれ3～4回ということによろしいでしょうか。それでは、水道料金の説明をよろしく願います。

(事務局伊藤) 【上下水道事業審議会資料(上水道課)・平成23年度岐阜県瑞穂市水道事業会計決算書により説明】

瑞穂市上下水道事業審議会資料上水道課のP12の訂正をお願いします。合併後料金表の超過料金の欄「11～50^{m³} 90円」を「11～30^{m³} 90円」に訂正。「51～110^{m³} 100円」を「31～60^{m³} 100円」に訂正。「111^{m³}～ 110円」を「61^{m³}～ 110円」に訂正してください。

(大瀨会長) 水道事業というものはどういう基で動いているのか。どのように料金が設定されているか。瑞穂市の水道事業がどのようなものかの説明がありました。また、資料の訂正がありましたので、修正をお願いします(訂正箇所の確認)。基本的には、平成25年度から29年度まで5年間、現行の料金でやっていきたいとのことでした。それについて、また、資料がいただけるということですので、資料の提示を待ちながらということになります。今の説明の中で、疑問点、ご意見等がありましたらご発言をお願いします。

(高井委員) P12の訂正で、超過料金「11～30^{m³}」のところですが、現在の給水条例の表記が、「20^{m³}以下」ですが、どうなんですか。

(事務局伊藤) 基本水量が10^{m³}でありますので、基本水量を超える部分について20^{m³}までということで、基本水量の10^{m³}を超えた、11^{m³}～30^{m³}ということで、P12はお示ししております。今回の資料は、条例の数値に基本水量の10^{m³}を足してあります。

(大瀨会長) 他にございませんでしょうか。

(迫田委員) P13の表の下から4行目、1日最大配水量と最大稼働率、1日平均配水量と負荷率がよく分かりません。

(事務局伊藤) どのような計算式であるか、資料を付けておりませんので、次回までに用意いたします。数式をお示しいたしますがいかがでしょうか。

(迫田委員) 計算式はいいのですが、最大配水量で、最大稼働率だと、平成18年度で66.13%となっていますよね。

(事務局伊藤) 1日の配水能力に対して、最大配水があったということで、稼働率を算出しています。負荷率については、不明確です。

(高木委員) 負荷率は、1日平均配水量を1日最大配水量で割ったものですよ。

(迫田委員) 配水能力と1日最大配水量とどう違うのかよく分かりませんね

(事務局伊藤) 1日最大配水量というのは、1年間で1番水が使われた1日の量、その日の水源地から皆様のご家庭に送り出した水の量です。1日配水能力というのは、設備の能力です。

(迫田委員) 1日最大配水量は、実績ですね。

(事務局伊藤) 水源地を目いっぱい動かした時に、どこまで皆様の家庭に送れるかということで、配水能力というのは、同じ数字が並んでいます。P19の真ん中のあたりに、1日最大給水量というものがありますが、24,300m³で、これが今現在のあります水源地がフル稼働した時に、多少の安全率がありますが、1日最大の水が送れるかというものです。1日のピークの時の1年間で1日で1番使用された時の数量が、1日最大配水量。それから、年間の平均で、1日どれくらい使用されているかという数値が、1日平均配水量です。

(高木委員) P7に料金改定に関する法令の抜粋がありますが、当審議会に諮問を受けたのが、料金改定についてであります。料金改定の細則は、下段の水道法施行規則の次の計算式に基づいて計算しなさいとなっていますよね。所委員は、税理士ですのでお分かりかと思いますが、これを示していただけるとありがたいです。特に支払利息と資産維持費は、何を指しているのか。資産維持費というものはどういうものなのか。収益的・資本的収支状況の表では、分かりにくいので、整理して出していただくと、大体の目安ができるのではないのでしょうか。水道法施行規則の1号で書いてあるように「おおむね3年間を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること」第3号に「水道事業の安

定性を」となっていますから、これにあった資料を出していただければ分かりやすいのではないのでしょうか。耐震改修をここ3年間くらいで急いでやるということであれば、それなりの費用をみないといけない。そういう計画がどうなっているのかということで、左右されると思います。一応目安がこの計算式で出されている訳ですから。

(事務局伊藤) 次回の資料と考えており、資料を用意していません。高木委員より耐震化のお話がありましたが、市の上水道事業の全体計画では、とても3年間でできる安い費用ではありません。昨年度から今年度にかけて、事業計画を作成していますが、まず、3カ所ある水源を結ぶ基幹配管として150mm以上の幹線管路網を逐次耐震化を図っていくということです。ほんの一部出来ているところもあります。それを除いてやっていこうということで、計画をしています。概算ですが50数億円かかります。管径も見直ししながら、管の材料も耐震管といわれるものや耐震対応管といわれるものに全体を入れ替えようとしています。瑞穂市の配水管の総延長がおおよそ300kmで、一番多いのが75mmの管で約130kmです。現在は、耐震対応管で、新設、改良を進めていますが、これにもかなりの費用がかかります。短い期間で、全体を耐震化するのは、難しいと考えています。現在の経営状態を維持しつつ、年次計画をたてて、耐震化を図ってきたいという計画ですので、次回の会議資料として提示いたします。

(青木委員) 配水管の耐震化計画がある訳ですよ、その資料を出していただくといいですね。耐震化のためにどれくらい出来ているのか、今後、どのようにしようとしているのか、いつ頃できるのか、3年から5年後にはどのくらいできるのか示していただくとありがたい分かりますよね。水道料金が適正であるかどうかは、そこに要因があるのではないのでしょうか。現状でいいというのは、延長線上で考えているとそうかもしれませんが、耐震化の必要性で、どれくらいできるのかが大事な話だと思います。

(高木委員) 非常に大事なことを、青木委員は言われました。私の先ほどの質問の中で、資産維持額はなんですかということに関連して耐震化に係る費用というのは、そもそも水道料金に含めて、反映させてあげべき経費なのか、それとも違うのか、水道法施行規則の維持資産額にかかっているのかだと思います。それに含まれているのであれば、上乘せしなくてははいけません。それとは別に行政(公費)としてやらなければならないのか、公営企業とは別の事業だと捉えるのか、捉え方がどうなのかということで、法令解釈そのものだと思います。だから、私は先ほど「資産額とは何ですか」とお尋ねしました。例えば、今までの元利償還金ですが、残金が10億円あって、毎年3,000万円の利息5,700万円の元金を支払っていらっしゃいますが、この5,700万円の元金というのは、たぶん資産維持額に含まれていないと思います。次回、それを明確にいただければ、貸借対照表を見ると、総資産額が、70億円くらいで50、

60億円の投資というのは、資産を倍増するような計画ですので、私は、含まれていないような気がします。

(事務局伊藤) 今回の耐震化の計画は、今ある資産を、当然入れ替えていく訳ですから、その部分100%上積みするということではなくて、現在、計画している管路の更新というのは、あくまで更新ですので、例えば150mmの老朽化した古い管、価値的には下がっていますが、これを入れ替えていきます。50億がそのまま上積みになるものではありません。

(青木委員) 次回、提示していただけるということですね。

(事務局伊藤) 皆様の意図する資料を提示できるか分かりませんが、次回、資料提示いたします。

(青木委員) あまり細かい話をお聞きしても分からないので、全体に150mmの幹線管路を入れ替えるんですね。大事なことだと思うのですが。市内に、幹線がどれくらいあって、150mm管がどれくらいあって、どのくらい進んでいるのか。現状はどうなっているのか。それがわかることが大事だと思います。幹線を入れ替えようとしているのなら、それを5年後までに終わらせようとしているのか。計画があると思うので、それを見せてもらおうと、お金はかかるが、前に進もうとしているなということが分かると思います。

(大瀨会長) 現状と今後の計画、資産の考え方、法令の捉え方等を含めて、いろいろ資料を出していただければと思います。その他、ご意見ご質問はありますか。

(質問なし)

(大瀨会長) 次回の開催日を決めたいと思います。

(日程調整)

(大瀨会長) では、今回は12月18日か21日の午前中に開催したいと思います。

(事務局相浦) 先ほど、ご質問がありました、下水道の決算書は、ご案内とともに配布させていただきます。

(大瀨会長) 本日の会議はこれで終わります。

【閉会】